

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
自治体名	世田谷区	渋谷区	中野区	豊島区	江戸川区	港区	文京区	足立区	北区	
① 根拠法令等	要綱	条例	要綱	条例	要綱	条例	要綱	要綱	要綱	
② 制度の要旨	パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓の受領を証明	パートナー関係であることを証明し、当事者の困りごとの解決に寄与するための制度	パートナーシップ宣誓の受領を証明	パートナーシップ制度受理証明書の交付	同性パートナー関係申出受領証の交付	パートナー関係にある二人が結んだ共同生活に関する契約を区が確認し、カードを交付する制度	パートナーシップ宣誓書受領証を交付	パートナーシップ宣誓の受領を証明	パートナーシップ宣誓の受領を証明	
③ 施行年月日	平成27年1月1日	平成27年11月5日	平成30年8月20日	平成31年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	
④	①戸籍個人事項証明(戸籍抄本) 【本人確認書類】 免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカード、在留カード ※確認の上返還 ※ファミリーシップ宣誓を行う場合は、子ども・親が記載された①の書類又は関係のわかる公的証明	①申請者それぞれの戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書 *3か月以内に発行されたもの 外国人の場合は、配偶者がいないこと又は他の者がパートナーシップがない旨の宣誓供述書を申請時に提出 ②公正証書の正本または謄本 *原則として、任意後見契約及び合意契約公正証書の正本または謄本 【本人確認書類】 (いずれか1点提示) 運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カード、マイナンバーカード、在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書) 写真付きの本人確認書類を持っていない場合は、健康保険証と年金手帳など、本人確認書類を複数点確認	①住民票の写し(区民は不要) ②戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) 【本人確認書類】 マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証または資格証明書等であって本人の顔写真が貼付されたもの 上記書類がない場合には①及び②各1点、または①から2点 ①健康保険証、年金手帳、年金証書等 ②写真付の学生証や法人の発行した身分証明書等 外国籍である場合は、戸籍抄本の代わりに本国の発行する婚姻要件具備証明書等であることを証明できる書類とその日本語訳、 双方が区民でない場合は、在勤・在学の証明書を転入予定者は、転入予定であることがわかる書類 公正証書等受領証の交付を希望する場合には公正証書。	①住民票抄本 ②戸籍抄本 ③確認書 【本人確認書類】 *1点で足りるもの 個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、教習資格認定証、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書(旧24.4.1以降交付のものに限る)、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書(顔写真付き) *2点必要なもの 国民健康保険・健康保険・船員保険・介護保険の被扶養者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険・船員保険の年金証書、共済年金・恩給の証書、住民基本台帳カード(顔写真なし)、戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、学生証・法人が発行した身分証明書(顔写真付き)、国または地方公共団体が発行した資格証明書(顔写真付き) 外国籍である場合は、外国の官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書および当該書類に係る日本語の翻訳文、取得が困難な場合は、その理由および婚姻要件を具備する旨を記入した申述書	①同性パートナー関係に係る確認書(区様式)又は公正証書若しくは公証人が作成の真正を認証した私文書 ②住民票の写し(区民の場合は本人了承のうえ職権で確認するため不要) ③戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) 【本人確認書類】 マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって本人の顔写真が貼付されたもの 外国籍である場合は、本国官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書および当該書類に係る日本語の翻訳文	①契約書(公正証書または私文書認証を受けたもの) *公証人が作成(認証)した契約書正本(原本) ②戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)のいずれか *3か月以内に発行された書類 *外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書又は相当する書類(日本語訳を付したのもの) ③住民票の写し(個人) *3か月以内に発行された書類 【本人確認書類】 個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証等の場合は1点提示 *保険証(国民健康保険、介護保険等)、年金手帳、年金証書等の顔写真のないもの場合は2点提示	①住民票の写し ②戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 【本人確認書類】 ※顔写真付きの書類の場合は1点、顔写真なしの場合は2点提示する。 (1つ提示)マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、その他官公署が発行したものなど (2つ提示)国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証、年金手帳、年金証書、その他官公署が発行したものなど	①住民票の写し ②戸籍全部事項証明書(戸籍抄本) 【本人確認書類】 マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証または資格証明書等であって本人の顔写真が貼付されたもの 外国籍である場合は、外国の官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書および当該書類に係る日本語の翻訳文、取得が困難な場合は、その理由および婚姻要件を具備する旨を記入した申述書	①住民票の写し ②戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) 【本人確認書類】 *個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証等の場合は1点提示 *保険証(国民健康保険、介護保険等)、年金手帳、年金証書等の顔写真のないもの場合は2点提示	①住民票の写し ②戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) 【本人確認書類】 *個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証等の場合は1点提示 *保険証(国民健康保険、介護保険等)、年金手帳、年金証書等の顔写真のないもの場合は2点提示
添付書類(申請書以外)										
⑤ 通称名使用の可否(可の場合は確認方法も)	○ 郵送物や通称名を使用している書類等	× 公正証書・戸籍の氏名と同一であること	○ 郵送物や社員証等通称名を日常的に使用していることがわかる書類等	○ 郵送物や通称名を使用している書類等	○ 通称名を使用していることが分かる書類等	○ 本人の申出のみ	○ 学生証や法人が発行した身分証明書など、生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる資料であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点	○ 郵送物や通称名を使用している書類等	○ 生活上日常的に使用していることが確認できる書類	
⑥ 外国人の提出書類	外国籍の方の場合は、婚姻要件具備証明書(本国官憲(大使館等)で発行される)と翻訳者氏名記入した日本語訳の書面	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の代わりに、配偶者がいないこと又は他の者とパートナーシップがない旨の宣誓供述書	戸籍抄本の代わりに本国の発行する婚姻要件具備証明書等であることを証明できる書類とその日本語訳。	外国の官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書および当該書類に係る日本語の翻訳文、取得が困難な場合は、その理由および婚姻要件を具備する旨を記入した申述書	外国の官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書または独身証明書および当該書類に係る日本語の翻訳文	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)の代わりに、大使館等の公的機関が発行する独身証明書又は相当する書類(日本語訳を付したのもの) *大使館に勤務している場合は、港区に居住していることの証明書類を大使館から発行してもらうことで住民票の写しに代える。	外国の官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書および当該書類に係る日本語の翻訳文(翻訳した者(宣誓予定者が翻訳をした場合にあつては、当該宣誓予定者)の氏名を記入したものに限り、上記書類の取得が困難な場合は、その理由および婚姻要件を具備する旨を記入した申述書	外国の官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書およびこれらの証明書に係る日本語の翻訳文(翻訳者の氏名が記載されたもの)を提出	外国の官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及びこれらの証明書に係る日本語の翻訳文(翻訳者の氏名が記載されたもの)を提出	
⑦ 証明書(受理証)の交付	○	○(300円)	○	○	○	—	○	○	○	
⑧ カードの交付	○	×	○	○	○	○	○	○	○	
⑨ 申請から交付までの期間	・宣誓希望日の3日前までに受付、当日交付 ・小型のパートナーシップ宣誓受領証は後日郵送	1週間程度(提出書類の確認や事務処理等)	申請当日に交付 宣誓証明書のみの場合30分 公正証書等受領証の場合60分	双方が区民の場合、即日(窓口申請)又は7開庁日(オンライン) 一方又は今後転入の場合は別	1週間～10日程度(事務処理等)	5日程度(提出書類の確認や事務処理等)	宣誓日に交付(宣誓日は、要予約)	1週間程度(提出書類の確認や事務処理等)	30分程度(翻訳が必要な場合や必要書類に不備がある場合等は1週間程度)	
⑩ 交付場所・方法	人権・男女共同参画課で窓口交付	住民戸籍課窓口 郵送不可	窓口交付(企画課) 郵送不可	男女平等推進センター 研修室(個室) 郵送不可	窓口交付(人権・男女共同参画推進センター内 総務課人権啓発係) 郵送不可	窓口交付(人権・男女平等参画担当) 本人確認を行うため、郵送不可	会議室等の別室で交付	窓口交付(戸籍住民課・多様性社会推進課) 郵送可	窓口交付(多様性社会推進課) 郵送可	
⑪ 要件	パートナーシップ:成年に達していること ファミリーシップ:要件を満たすパートナーシップ当事者とその子・親	18歳以上	宣誓当日に成年	成年以上	届出当日に成年	民法第4条に定める成年に達していること。	成年以上	成年以上	成年以上	
性別等	双方又は一方がLGBTQであること	戸籍上の性別が同一である者	双方又は一方が性的マイノリティ	一方又は双方が多様な性自認・性的指向の二人	戸籍上の性別を同じくする者	性的マイノリティの方を対象	性別(性自認を含む)を同じくする二人	一方又は双方が性的マイノリティ(典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者)	一方又は双方が性的少数者であれば性別は問わない	
異性間の申出等(戸籍上)	○	×	×	×	×	○	×	○(パートナーのどちらかが性的マイノリティであれば可)	一方又は双方が性的少数者であれば○	
事実婚の申出等の可否	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
住所地	双方が区内に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。	双方が渋谷区に居住し、かつ、住民登録があること。	・一方が区内在住、在勤、在学	次のいずれかに該当するもの ・双方が区内の同一所在地に住所を有していること。 ・一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること。 ・双方が区内への転入を予定していること。	次のいずれかに該当するもの ・双方が区内の同一所在地に住所を有していること。 ・一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内の当該住所への転入を予定していること。 ・双方が区内の同一住所への転入を予定していること。	下記①～③のいずれかに該当すること。 ①双方が区内に住所を有すること。 ②二人のうちいずれか一方が区内に住所を有すること。 ③二人が1か月以内に区内へ転入を予定していること。	文京区民であること(3か月以内に転入予定の方を含む)	次のいずれかに該当するもの ・双方が区内に住所を有していること。 ・一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること。 ・双方が区内への転入を予定していること。	双方が区内に住所があり、又は一方が区内に住所があり、もう一方が3ヶ月以内に区内への転入を予定していること。	
配偶者等	双方とも他の者と婚姻関係にないこと。	配偶者がいないこと及び相手方当事者以外のパートナーがいないこと。	・双方に配偶者等(事実上婚姻と同様の関係にある同居している者を含む)がいないこと。 ・双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。 ・双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。	・他の者と法律上の婚姻関係にないこと。 ・双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。 (既に他の者とパートナーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ていること)	・他の者と法律上の婚姻関係にないこと。 ・双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。 ・双方以外の人と制度(他自治体が行うパートナーシップ制度を含む。)を利用していないこと。	・双方に配偶者(内縁の配偶者を含む。)がいないこと。 ・双方以外の人と制度(他自治体が行うパートナーシップ制度を含む。)を利用していないこと。	・配偶者がいないこと(婚姻していないこと)。 ・宣誓者以外の方とパートナーシップがないこと。	・他の者と法律上の婚姻関係にないこと。 ・双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。 (既に他の者とパートナーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ていること)	双方が法律上の婚姻をしておらず、かつ、当該パートナーシップの相手以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。 (既に他の者とパートナーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ていること)。	
証明書への子の記載	○	—	○ 届出者と生計を一にする未成年の子	—	—	—	—	○	—	
その他	災害見舞金の支給、課税・非課税・納税証明書の交付申請、せたがや子育て利用券の配付、母子健康手帳等の交付、心身障害者扶養共済制度(パートナーシップ宣誓受領証の提示により利用できるサービスを掲載※提示しなくても利用できるものは除いています)	近親(民法第734条～736条)でないこと。	・双方が近親者(直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係のこと。)でないこと。	・互いに近親者(直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係のこと。)でないこと。 ・クのPS届受理証明における取消をうけたことがないこと。	・双方が近親者(直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係のこと。)でないこと。	・性的指向・性自認を理由に婚姻することができないこと。	二人が近親者(直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係のこと)でないこと。	・双方が近親者(直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係のこと)でないこと。	相手と直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと(当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。)	
備考		PS証明を受けた両当事者に対し、PS証明取得に必要な公正証書作成に要した取得負荷を低減する助成金 標準…50,000円、特例…13,000円	公正証書等受領証の発行	双方が区民の場合、届出方法を選択できる(オンラインか窓口)						

	19	20	21	22	23
自治体名	武蔵野市	調布市	日野市	町田市	東京都
① 根拠法令等	条例	要綱	条例	条例	条例
② 制度の要旨	パートナーシップ届出の受理を証明	パートナーシップの宣誓・届出を証明	パートナーシップの宣誓を証明	パートナーシップの宣誓を証明	パートナーシップ宣誓により受理証明書を交付(原則オンライン。対面も可能。対面の場合は原則7日前までに要電話予約)
③ 施行年月日	令和4年4月1日	令和5年3月15日	令和5年4月1日	令和5年4月1日	令和4年11月1日
④ 添付書類(申請書以外)	①独身の証明:戸籍謄本、戸籍抄本等 ②住所の確認:住民票の写し 【本人確認書類】 個人番号カード・運転免許証・パスポート・官公署が発行した免許証・許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの等	①住民票の写し ②婚姻をしていないことがわかる書類(戸籍抄本・独身証明書など) 【本人確認書類】 個人番号カード、運転免許証など顔写真付きのもの(無い場合には要相談)	①住民票の写し(日野市住民登録者は不要) ②戸籍個人事項証明書または独身証明書 【本人確認書類】 ・1点で足りるもの 個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明、住民基本台帳カード(顔写真付き)、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気住所所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書(H24.4.1以降交付のものに限る)、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書(顔写真付き) ・2点必要なもの A+A又はA+B A 国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療・介護保険の被扶養者証、共済組合員証、年金手帳、国民年金・校正年金保険・船員保険・共済年金・恩給の証書、住民基本台帳カード、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、生活保護受給者証 B 法人が発行した身分証明書(顔写真付き)、学生証(顔写真付き)、高齢受給者証・限度額認定証などの各種医療証、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(顔写真付き)、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード	①住民票の写し(転入予定者は転入予定がわかる書類) ②戸籍個人事項証明書 【本人確認書類】 ・1点で足りるもの(例) 個人番号カード、運転免許証、パスポート、行政機関が発行した免許証・許可証・登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの(有効期限があるものは期限内であること) ・2点必要なもの 各種健康保険の被保険者証、各種年金手帳、各種年金証書(有効期限があるものは期限内であること。)	【東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム】より手続き ※2人ともに手続きが必要 ※必要書類は、スキャン又は写真で画像を添付し送信 ◆必須提出物 ①婚姻をしていないこと等を証明する書類(都内自治体のPS証明書も可) ②本人確認書類 ③本人の顔写真 ◆該当するものを提出 ①住民票、転入予定先の住所確認可能な書類、在勤・在学証明 ②通称名が確認可能な書類 ③子の氏名、本人との同一生計、子が未成年であることが証明できる書類
⑤ 通称名使用の可否(可の場合は確認方法も)	○ 書類の提示は求めない	○	○ ・社会生活上、通称名を使用していることが確認できる書類 ・郵便物の宛名・社員証など	○ 日常的に、通称名を使用していることが確認できる書類 ・郵便物の宛名・社員証など	○ 国民健康保険の被保険者証、顔写真付きの社員証・学生証など、社会生活上、その通称水を使用していることが確認できる官公署又は就業先法人等が発行する書類
⑥ 外国人の提出書類	独身の証明:婚姻要件具備証明書等及び日本語訳	婚姻をしていないことがわかる書類(要日本語訳)	現に婚姻していないことを証する書類とその翻訳	本国の行政機関が発行する性別及び現に婚姻していないことを証する書類とそれらの翻訳文	本国の大使館・領事館が発行する「配偶者がいないことを確認できる書類」と日本語訳文
⑦ 証明書(受理証)の交付	○	○	○	○	○(不備のない届出を受理してから、原則10日以内に、届出システム上で交付)
⑧ カードの交付	○	○	○	○	
⑨ 申請から交付までの期間	翌日までに交付を原則としている。	10日程度要する	10日程度要する	数日から1週間程度	原則10日以内
⑩ 交付場所・方法	郵送又は窓口交付(男女平等推進センター・市民課・市政センター)	郵送	郵送	窓口又は郵送	オンライン又は都庁内会議室で対面
⑪ 要件					
年齢	成年以上	双方が民法に規定する成年に達していること	満18歳に達していること	民法上の成年	ともに18歳に達している事
性別等	性別を問わない	双方又はいずれか一方が多様な性的指向・性自認であること	一方又は双方が多様な性の当事者であること	戸籍上の性別が同一である2人の者	不問
異性間の申出等(戸籍上)	○	不明	○	×	不問
事実婚の申出等の可否	○	×	不明	×	不問
住所地	・双方が市内に住所を有していること。 ※以下の場合、仮受理証を交付する。 ・一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定している。 ・双方が市内への転入を予定している。	・市内に住所を有すること。 ・一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。	・双方または一方が市内に住所を有すること。 ・一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。	・いずれか一方が町田市内に住所を持っている又は宣誓の日から3か月以内に町田市内への転入を予定していること。	一方又は双方が都内在住、在勤、在学者または3ヶ月以内に転入予定があること。
配偶者等	・配偶者がいないこと。 ・届出者以外の者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。 ・届出者以外の者と武蔵野市及び他の地方公共団体のパートナーシップ制度その他これに類する制度を利用していないこと。	・婚姻(事実上婚姻関係と同様の事業にあることを含む)をしていないこと。 ・宣誓に係る相手方以外と方PS関係にないこと。	・婚姻(事実上婚姻関係と同様の事業にあることを含む)をしていないこと。 ・宣誓に係る相手方以外と方PS関係にないこと。	・双方に配偶者(事実婚含む)がいないこと。 ・双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。	ともに配偶者(事実婚を含む)がいないこと、かつ別の者とのパートナーシップ関係がないこと。 海外で同性婚をしている場合は、本制度の対象
証明書への子の記載	-	-	-	-	○
その他	・届出者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係にないこと。	民法に規定する直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと(PS関係にないこと。養子縁組による場合を除く)。 ・電話かメールで宣誓の日時を予約のうえ来所し、宣誓・届出	届出者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係にないこと。(養子縁組に該当する場合は除く) ★特徴 双方が日野市以外在住で、一方若しくは双方が3か月以内に転入予定の場合は、3か月間の有効期限付きの証明書を交付 ・QRで事前予約	届出者同士が民法第734条・第735条に規定する婚姻をすることができない関係にないこと。(養子縁組に該当する場合は除く) ★特徴 双方が町田市以外在住で、一方若しくは双方が3か月以内に転入予定の場合は、3か月間の有効期限付きの証明書を交付	
備考					